

平成27年4月1日から沖縄県離島住民割引運賃カードの  
交付・再交付に手数料が掛かります！

平成26年9月定例議会におきまして、手数料徴収条例が改正されましたのでお知らせ致します。平成27年4月1日から、沖縄県離島住民割引運賃カードの交付・再交付の際には手数料400円が必要となります。

紛失等に十分ご注意ください。よう宜しくお願い致します。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 沖縄県離島住民割引運賃カードの交付  | 1件につき400円 |
| (2) 沖縄県離島住民割引運賃カードの再交付 | 1件につき400円 |

渡嘉敷村手数料徴収条例（平成20年渡嘉敷村条例第9号）別表（28）、（29）

※紛失以外にも転居・氏名変更・有効期限切れ等の場合には再交付が必要で  
す。

渡嘉敷村役場 総務課

